

大阪狭山市監査委員告示第4号

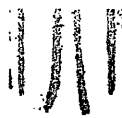
地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年(2013年)3月21日

大阪狭山市監査委員

平 田 國 夫
田 中 昭 善

- 1 通知を行った者
大阪狭山市長 吉 田 友 好
- 2 通知を受けた日
平成25年3月19日
- 3 監査結果に関する報告
平成25年2月5日大狭監第2005号 定期監査結果に関する報告
- 4 監査の対象
教育部学校給食グループ
消防本部
- 5 指摘事項等に対する措置状況
別紙(写)のとおりに



大 狭 庶 第 9 号

平成25年(2013年)3月19日

大阪狭山市監査委員

平 田 國 夫 様

田 中 昭 善 様



大阪狭山市長 吉 田 友 好



監査の結果に基づく措置の状況について (通知)

平成25年2月5日付け大狭監第2005号による監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

・ 監査指摘事項等に対する措置状況

【学校給食グループ】

学校給食調理等業務委託等の施行伺いの決裁日前に、業者選定依頼の起案をしていたものに関して、起案日の誤りがないよう点検及び確認の徹底を図り、適正な事務処理を行います。

起案書の日付等に関して、修正液での修正がないよう点検及び確認の徹底を図り、適正な事務処理を行います。

米飯給食補助金の交付決定にかかる起案書に関して、事務決裁規程等に基づき適正な決裁処理を行います。

【消防本部】

指摘事項については、起案文書の決裁日等に誤りが生じないよう職員に注意を喚起しました。今後は、定期的に起案文書等の決裁日等について注意喚起し、記載誤りが判明した場合は、決裁の取り直し等、適正な事務処理を行うよう指導いたします。